

## 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年7月20日 厚生労働省告示第234号）

※後発医薬品に関する内容を以下に抜粋（新規記載事項は赤字）

## ■ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

## 【後発医薬品の使用促進】

新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定

※現時点で80%に達していない場合は、当面の目標として、可能な限り早期に80%以上を目標とすることが望ましい

## 【バイオ後続品の使用促進】

国において、令和11年度末までに、バイオシミラーに80%（数量ベース）以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%（成分数ベース）以上にすると  
いう目標が設定されたことを踏まえて設定

## ■ 目標達成のために都道府県が取り組むべき施策

○後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進策等

## 【後発医薬品】

○医療関係者、保険者等や都道府県担当者等が参画する、後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用して、普及啓発等に関する施策を策定・実施

○後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の保険者等による取組を支援

○医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラリについて、医療関係者に対して「フォーミュラリの運用について」の周知をはじめとした必要な取組

## 【バイオ後続品】

※具体的施策の記載はないが、国の取組として「バイオ後続品について、令和5年度に実態調査等を行い、その結果を踏まえて、成分ごとの普及促進策を  
具体化するとともに、実施に向けた対応を進める」旨記載

## &lt;後発医薬品の使用促進に関連する国の動き（令和5年度）&gt;

・バイオシミラーの目標値設定（令和5年4月28日 経済・財政一体改革推進委員会 第46回社会保障ワーキンググループ）

・経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）

「後発医薬品への置換えは数量ベースで約8割に達しようとしているが、金額ベースでは約4割と諸外国と比較しても低い水準。」と注記。

# 令和6年度以降の東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策(ロードマップ)②

## 第四期東京都医療費適正化計画の策定

○国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」を踏まえ、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第四期東京都医療費適正化計画を、東京都医療費適正化計画検討委員会委員の意見を参考に策定

○令和5年10月30日開催の第2回東京都医療費適正化計画検討委員会において、第四期東京都医療費適正化計画の骨子案を検討

### ■ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

※後発医薬品に関する部分を抜粋

#### 【現状と課題】

○後発医薬品は、先発医薬品と同一成分、同等の効き目の薬で、先発医薬品に比べ価格が安く、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資する

○国は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とするという目標を提示し、令和5年度中に金額ベース等の観点を踏まえて見直すこととしており、令和5年7月には医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラについて、「フォーミュラの運用について」を公表

○バイオ後続品は、先発バイオ医薬品とほぼ同じ有効性及び安全性を有し、安価であり、後発医薬品と同様に医療費適正化の効果有するため、国において、令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするという目標が設定されたが、品目により普及割合が異なる

○都は、令和元年度から「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を開催し、医療関係者・保険者等の関係者等が都内の現状と課題を共有し対応策を検討するとともに、東京都薬剤師会が運営する後発医薬品の情報提供サイトへの支援、薬事監視指導の一環として後発医薬品の収去、溶出試験等、後発医薬品使用割合の低い世代向けの普及啓発リーフレット作成、医療関係者向け講演会の開催、区市町村国保及び後期高齢者医療制度についてジェネリックカルテの提供等を実施

○都における後発医薬品の使用割合（数量シェア）は令和3年度76.4%と80%に達しておらず、引き続き使用促進に向けた取組が必要

#### 【取組の方向性】

○都は、東京都薬剤師会による後発医薬品情報サイト運営にかかる支援により、医療関係者の理解促進に向けて必要な情報提供を行う

○薬事監視指導の一環として後発医薬品の収去、溶出試験等の実施により、品質確保に向けた取組を行う

○都は、医療関係者等がフォーミュラ作成の参考となるよう、国の通知文など必要な情報を関係者へ周知する

○都は、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の区市町村国保による取組を支援

○保険者協議会と連携し、保険者の取組状況や課題の把握、共有を進める

○都は、バイオ後続品について、令和5年度に実施される国の実態調査の結果を踏まえ、取組を検討していく

#### 【数値目標】 \* 令和11年度

○後発医薬品の使用割合（数量シェア）：当面の目標として80%以上

※後発医薬品の新たな政府目標を踏まえた目標の検討及び令和5年度に実施される国の実態調査の結果を踏まえたバイオ後続品の目標の検討については、令和6年度に行う

# 令和6年度以降の東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）③

## 東京都医療費適正化計画検討委員会における主な委員意見

○後発医薬品の供給が追いついていない。後発医薬品の使用促進の前に、まずは安定供給が大切。

○医薬品の供給体制が不安定な中で、後発医薬品の使用促進の取組を性急に進めるのではなく、ある程度方針を決めて、対応がしっかりとできるようになった時に対応するという形にしないと混乱することが予想されるので、その点については配慮をいただきたい。

## 令和6年度以降の東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）について（案）

○「東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）」（以下「ロードマップ」という。）は、東京都医療費適正化計画において設定した目標及び取組の方向性を踏まえ、取組の具体的な方策を本協議会で検討

○第四期東京都医療費適正化計画において、後発医薬品に関する数値目標を「後発医薬品の使用割合（数量シェア）：当面の目標として80%以上 ※後発医薬品の新たな政府目標を踏まえた目標の検討及び令和5年度に実施される国の実態調査の結果を踏まえたバイオ後続品の目標の検討については、令和6年度に行う」とする方針とした

- ▶ 令和5年度までを取組期間としているロードマップについては1年期間を延長し、令和6年度の第四期東京都医療費適正化計画の後発医薬品に関する検討とあわせ、令和6年度に改定の検討を行う

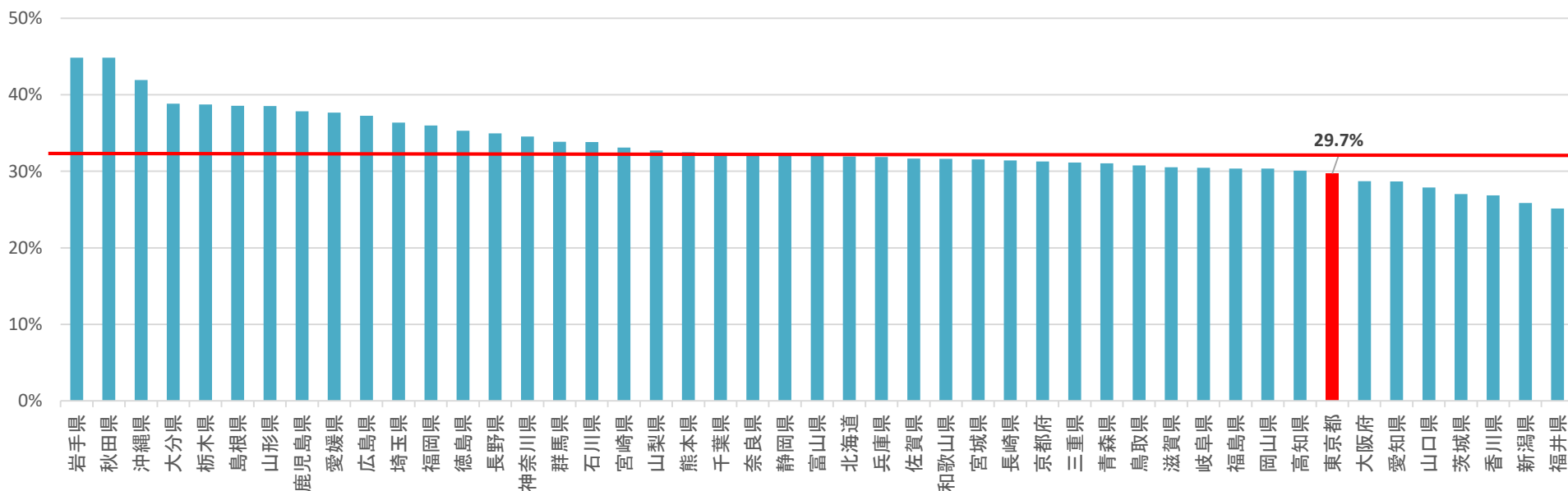
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第四期 東京都医療費 適正化計画	計画策定	【令和6年度～令和11年度】 第四期東京都医療費適正化計画期間					
		後発医薬品に係る目標等検討					
ロードマップ	【令和3年度～令和6年度】 現行ロードマップ取組期間						
		ロードマップ改定に係る検討	【令和7年度～令和11年度】 改定版ロードマップ取組期間				

# 【参考】バイオ後続品の数量シェア

○ 東京都のバイオ後続品数量シェア（令和3年度）は29.7%で、全国平均の32.4%より低く、全国40位となっている。

〈図表〉 令和3年度都道府県別バイオ後続品数量シェア

全国平均32.4%

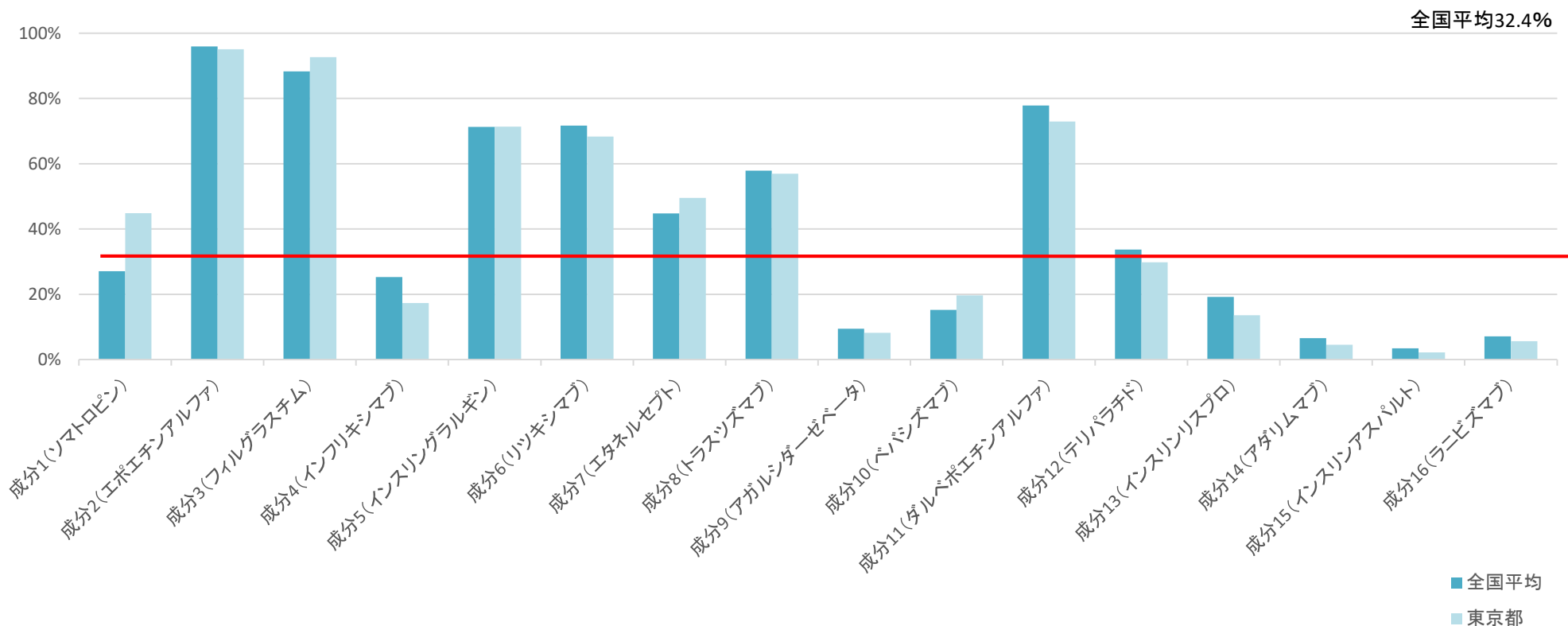


出典：厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」

# 【参考】バイオ後続品の数量シェア

○ 東京都のバイオ後続品数量シェア（令和3年度）は、成分別では全国より高くなっているものもあるが、インフリキシマブ（8%）（関節リウマチの治療）、ダルベポエチンアルファ（5.6%）（貧血の治療）、インスリンリスプロ（5.6%）（糖尿病の治療）などで全国より低くなっている。

＜図表＞ 令和3年度成分別バイオ後続品数量シェア（全国と比較）



出典: 厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」